

(証券コード 3471)
(発信日)2025年10月10日

投資主各位

東京都中央区銀座六丁目8番7号
三井不動産ロジスティクスパーク投資法人
執行役員 浅井 裕 史

第7回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第7回投資主総会を、下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、その場合には、お手数ながら投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に賛否をご記入のうえ、2025年10月28日（火曜日）午後5時30分までに到達するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づき、本投資法人現行規約第14条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。なお、本投資主総会に提出される議案はいずれも同条第2項に規定する議案に該当いたしません。従いまして、当日ご出席になられず、かつ議決権の行使をなされない投資主様につきましては、本投資主総会の各議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）に賛成するものとみなされ、かかる投資主様の有する議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入されますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

＜本投資法人規約抜粋＞

第14条 （みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。

2. 前項の規定は、以下の各事項に係る議案の決議には適用しない。
 - (1) 執行役員、監督役員又は会計監査人の解任
 - (2) 解散
 - (3) 資産運用会社による資産運用委託契約の解約に対する承認
 - (4) 投資法人による資産運用委託契約の解約
 - (5) 規約の変更（但し、みなし賛成に関連する規定の制定又は改廃に限る。）
3. 第1項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

なお、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の本投資法人ウェブサイト「第7回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の本投資法人ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。また、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての投資主様に対して書面により投資主総会参考書類をお送りしております。

本投資法人ウェブサイト

<https://www.mflp-r.co.jp/ja/ir/meeting.html>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（投資法人名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」→「縦覧書類／PR情報」→「投資主総会招集通知／投資主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

敬 具

記

1. 日 時 2025年10月29日（水曜日）午前10時
（受付開始時刻：午前9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区大手町一丁目2番1号
Otemachi One 三井物産ビル4階
「大手町三井カンファレンス」Room7.8

ご来場の際は末尾の「第7回投資主総会会場ご案内図」
をご参照のうえ、お間違えの無いようお願い申し上げます。

3. 投資主総会の目的である事項

決 議 事 項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 補欠執行役員2名選任の件
- 第4号議案 監督役員2名選任の件

以 上

-
- ◎ ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。
 - ◎ 当日ご出席の際は、お手数ですが、同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ ご出席にあたり、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社である三井不動産ロジスティクスリートマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を実施する予定です。なお、本投資法人の2025年7月期に関する決算説明動画及び決算説明資料は、本投資法人ウェブサイト（<https://www.mflpr.co.jp/ja/ir/library.html>）にてご覧いただくことができます。
 - ◎ 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項について、修正が生じた場合は、上記インターネット上の本投資法人ウェブサイト及び東証ウェブサイトにもその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎ 本投資主総会にご出席の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本投資主総会に係る決議の結果は、本投資法人ウェブサイト（<https://www.mflpr.co.jp/ja/ir/meeting.html>）に投資主総会決議ご通知として掲載いたします。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 議案の要領及び変更の理由

- (1) 執行役員及び監督役員の員数について、本投資法人の資産規模等を考慮して、本投資法人の適正な運営に必要な役員数と役員数の増大による負担との均衡を図るために、上限を設けるように変更するものです（変更案第16条）。また、当該変更に伴い、必要となる表現の調整を行うものです（変更案第9条第1項、第10条及び第20条第1項）。
- (2) 運用報酬Ⅲは本投資法人の各営業期間における税引前当期利益及び1口当たり税引前当期利益に連動する報酬として設定されているところ、運用報酬Ⅲの計算に際しては、本投資法人が保有する物件を譲渡した場合の譲渡損益の影響を考慮しないことにより適正な報酬水準とすべく、運用報酬Ⅲの計算式における税引前当期利益から、物件の譲渡益がある場合にはこれを除外し、物件の譲渡損がある場合にはこれを足し戻す処理を行う旨の変更を行うものです（変更案第37条第1項第(3)号）。また、当該変更について、第19期営業期間（2025年8月1日から2026年1月31日まで）に係る運用報酬Ⅲの算出のときから適用することを明確化するため、附則においてその旨を規定するものです（変更案第42条）。

2. 変更の内容

以下のとおり、規約の一部変更を行うものです。

（下線部は変更箇所を示します。）

現 行 規 約	変 更 案
第9条 （招集） 1. 本投資法人の投資主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、役員会の決議に基づき執行役員が1人の場合は当該執行役員が、 <u>執行役員が2人以上</u> の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1人が、これを招集する。	第9条 （招集） 1. 本投資法人の投資主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、役員会の決議に基づき執行役員が1人の場合は当該執行役員が、執行役員が2人の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1人が、これを招集する。

現 行 規 約	変 更 案
2～5. (省略) 第10条 (議長) 本投資法人の投資主総会の議長は、執行役員が1人の場合は当該執行役員が、執行役員が2人以上の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1人が、これに当たる。但し、議長たる執行役員に事故がある場合は、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い、ほかの執行役員又は監督役員の1人がこれに代わるものとする。 第16条 (執行役員及び監督役員の員数) 本投資法人の執行役員は<u>1人以上</u>、監督役員は<u>2人以上</u>（但し、執行役員の数に1を加えた数以上）とする。 第20条 (招集) 1. 役員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役員が1人の場合は当該執行役員が、執行役員が2人以上の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1人がこれを招集する。 2～4. (省略) 第37条 (資産運用会社に対する資産運用報酬の支払に関する基準) 1. (省略) (1) ～ (2) (省略) (3) 運用報酬Ⅲ 本投資法人の営業期間毎に、以下の計算式に従って算出される金額（1円未満切捨）を運用報酬Ⅲとする。	2～5. (現行どおり) 第10条 (議長) 本投資法人の投資主総会の議長は、執行役員が1人の場合は当該執行役員が、執行役員が2人の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1人が、これに当たる。但し、議長たる執行役員に事故がある場合は、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い、ほかの執行役員又は監督役員の1人がこれに代わるものとする。 第16条 (執行役員及び監督役員の員数) 本投資法人の執行役員は<u>2人以内</u>、監督役員は<u>3人以内</u>（但し、執行役員の数に1を加えた数以上）とする。 第20条 (招集) 1. 役員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役員が1人の場合は当該執行役員が、執行役員が2人の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1人がこれを招集する。 2～4. (現行どおり) 第37条 (資産運用会社に対する資産運用報酬の支払に関する基準) 1. (現行どおり) (1) ～ (2) (現行どおり) (3) 運用報酬Ⅲ 本投資法人の営業期間毎に、以下の計算式に従って算出される金額（1円未満切捨）を運用報酬Ⅲとする。

現 行 規 約	変 更 案
＜計算式＞ 本投資法人の当該営業期間の決算期毎に算定される運用報酬Ⅰ、運用報酬Ⅱ及び運用報酬Ⅲ、これらにかかる控除対象外消費税等の控除前の税引前当期利益（但し、のれん償却費を加算し、負ののれん発生益を控除した後の金額とし、繰越欠損金がある場合は、その全額を補填した後の金額とする。）×EPU×0.001%（但し、当該営業期間が6ヶ月に満たない場合又は6ヶ月を超える場合は、0.001%に「183を当該営業期間の実日数で除した数」を乗じた料率に調整する。）を上限として別途投資法人与資産運用会社の間で合意した料率 EPU=A/B A：本投資法人の当該営業期間の決算期毎に算定される運用報酬Ⅰ、運用報酬Ⅱ及び運用報酬Ⅲ、これらにかかる控除対象外消費税等の控除前の税引前当期利益（但し、のれん償却費を加算し、負ののれん発生益を控除した後の金額とし、繰越欠損金がある場合は、その全額を補填した後の金額とする。）	＜計算式＞ 本投資法人の当該営業期間の決算期毎に算定される運用報酬Ⅰ、運用報酬Ⅱ及び運用報酬Ⅲ、これらにかかる控除対象外消費税等の控除前の税引前当期利益（但し、<u>不動産等（本第(3)号においては、第29条第1項第(2)号⑨に該当するものを除く。以下本第(3)号において同じ。）及び再生可能エネルギー発電設備又は海外不動産保有法人が保有するこれらと同様の性質を有する資産を譲渡した場合の当該譲渡に関して本投資法人に帰属する売却損を加算し、当該譲渡に関して本投資法人に帰属する売却益を控除し、かつ、のれん償却費を加算し、負ののれん発生益を控除した後の金額とし、繰越欠損金がある場合は、その全額を補填した後の金額とする。）</u>×EPU×0.001%（但し、当該営業期間が6ヶ月に満たない場合又は6ヶ月を超える場合は、0.001%に「183を当該営業期間の実日数で除した数」を乗じた料率に調整する。）を上限として別途投資法人与資産運用会社の間で合意した料率 EPU=A/B A：本投資法人の当該営業期間の決算期毎に算定される運用報酬Ⅰ、運用報酬Ⅱ及び運用報酬Ⅲ、これらにかかる控除対象外消費税等の控除前の税引前当期利益（但し、<u>不動産等及び再生可能エネルギー発電設備又は海外不動産保有法人が保有するこれらと同様の性質を有する資産を譲渡した場合の当該譲</u>

現 行 規 約	変 更 案
B：当該決算期における発行済投資口数 なお、当該営業期間において、投資口の分割又は併合の効力が発生し、発行済投資口数が増加又は減少した場合には、下記に規定する方法により、運用報酬Ⅲの金額を調整する。 i 1：Xの割合で本投資法人の投資口の分割が行われた場合には、当該営業期間及び以降の各営業期間における運用報酬Ⅲの金額は、上記計算式（本なお書きによる調整が行われている場合は当該調整後）による運用報酬Ⅲの算出値のX倍（1円未満切捨。）とする。 ii Y：1の割合で本投資法人の投資口の併合が行われた場合には、当該営業期間及び以降の各営業期間における運用報酬Ⅲの金額は、上記計算式（本なお書きによる調整が行われている場合は当該調整後）による運用報酬Ⅲの算出値のY分の1倍（1円未満切捨。）とする。 (4) ～ (7) (省略) 2. (省略)	<u>渡に関して本投資法人に帰属する売却損を加算し、当該譲渡に関して本投資法人に帰属する売却益を控除し、かつ、のれん償却費を加算し、負ののれん発生益を控除した後の金額とし、繰越欠損金がある場合は、その全額を補填した後の金額とする。）</u> B：当該決算期における発行済投資口数 なお、当該営業期間において、投資口の分割又は併合の効力が発生し、発行済投資口数が増加又は減少した場合には、下記に規定する方法により、運用報酬Ⅲの金額を調整する。 i 1：Xの割合で本投資法人の投資口の分割が行われた場合には、当該営業期間及び以降の各営業期間における運用報酬Ⅲの金額は、上記計算式（本なお書きによる調整が行われている場合は当該調整後）による運用報酬Ⅲの算出値のX倍（1円未満切捨。）とする。 ii Y：1の割合で本投資法人の投資口の併合が行われた場合には、当該営業期間及び以降の各営業期間における運用報酬Ⅲの金額は、上記計算式（本なお書きによる調整が行われている場合は当該調整後）による運用報酬Ⅲの算出値のY分の1倍（1円未満切捨。）とする。 (4) ～ (7) (現行どおり) 2. (現行どおり)

現 行 規 約	変 更 案
(新設)	<u>第9章 附則</u> <u>第42条 (変更の効力発生)</u> <u>規約第37条第1項に係る規約変更は、 第19期営業期間に係る運用報酬Ⅲの算 出のときから適用する。</u>

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員浅井裕史は、2025年10月31日をもって任期満了となりますので、2025年11月1日付で、執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において選任する執行役員の任期は、規約第17条第2項の定めにより、2025年11月1日より2年間とします。

なお、本議案は、2025年9月17日開催の役員会における監督役員全員の同意をもって提出するものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに 本投資法人における地位及び担当
あさい ひろし 浅井 裕史 (1952年11月23日)	1976年4月 三井不動産株式会社 入社 1999年4月 同社 不動産証券化推進室長 2003年4月 同社 経理部長 2005年4月 同社 執行役員 経理部長 2008年4月 同社 グループ執行役員兼 三井不動産投資顧問株式会社 出向 代表取締役社長 2009年4月 三井不動産株式会社 グループ上席執行役員兼 三井不動産投資顧問株式会社 代表取締役社長 2011年4月 三井不動産株式会社 常務執行役員 2011年6月 同社 常務取締役 常務執行役員 2013年4月 同社 取締役 常務執行役員 2015年4月 同社 取締役 2015年6月 同社 常任監査役 2019年6月 同社 顧問 2021年11月 三井不動産ロジスティクスパーク投資法人 執行役員(現任)

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を24口所有しております。
- ・上記執行役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しています。
- ・役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます）第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することとなる一定の損

害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、当該保険契約の保険料は、本投資法人が負担しております。

また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。上記執行役員候補者は、現在、執行役員として当該保険契約の被保険者に含まれております。上記執行役員候補者は、執行役員に就任した場合には、引き続き、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第3号議案 補欠執行役員2名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、2025年11月1日付で、補欠執行役員2名の選任をお願いするものです。なお、本議案の補欠執行役員選任に係る決議が効力を有する期間は、規約第17条第3項の定めにより、被補欠者である第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとなります。

なお、本議案は、2025年9月17日開催の役員会における監督役員全員の同意をもって提出するものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。本議案をご承認いただいた場合の執行役員への就任の優先順位は、坂ノ下忍を第一順位、丸山明彦を第二順位とします。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況
1	さかのした しのぶ 坂ノ下 忍 (1965年8月12日)	1989年4月 三井不動産株式会社 入社 2009年4月 同社 商業施設本部 アーバン事業部 2015年4月 同社 商業施設本部 商業施設営業二部長 2017年4月 同社 商業施設本部 アウトレット部長 2020年4月 三井不動産商業マネジメント株式会社 出向 2023年4月 三井不動産ロジスティクスリートマネジメント株式会社 出向 代表取締役社長（現任）
2	まるやま あきひこ 丸山 明彦 (1969年8月4日)	1993年4月 三井不動産株式会社 入社 2013年4月 三井不動産投資顧問株式会社 出向 2019年4月 三井不動産株式会社 企画調査部 企画調査グループ グループ長 2025年4月 三井不動産ロジスティクスリートマネジメント株式会社 出向 取締役投資運用本部長（現任）

- ・上記各補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記各補欠執行役員候補者は、それぞれ、本投資法人が資産運用委託契約を締結している三井不動産ロジスティクスリートマネジメント株式会社の代表取締役社長及び取締役投資運用本部長です。
- ・上記各補欠執行役員候補者と本投資法人との間には、上記を除き、特別の利害関係はありません。

- ・ 補欠執行役員の選任の効力については、就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。
- ・ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することとなる一定の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、当該保険契約の保険料は、本投資法人が負担しております。

また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。上記各補欠執行役員候補者は、執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員後藤出及び大澤栄子の2名は、2025年10月31日をもって任期満了となりますので、2025年11月1日付で、監督役員2名の選任をお願いするものです。

本議案において選任する監督役員の任期は、規約第17条第2項の定めにより、2025年11月1日より2年間とします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 及び本投資法人における地位
1	ごとう いずる 後藤 出 (1957年11月7日)	1986年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 1986年4月 ファーネス・佐藤・石澤法律事務所 1989年11月 田中・高橋法律事務所 1993年6月 米国ニューヨーク州弁護士登録 2001年5月 ユーワパートナーズ法律事務所（現 シティユーワ法律事務所）（現任） 2016年3月 三井不動産ロジスティクスパーク投資法人 監督役員（現任） 2016年6月 飛島建設株式会社 監査役（非常勤） 2020年5月 一般社団法人日本暗号資産取引業協会 法務部長（非常勤）
2	おおさわ えいこ 大澤 栄子 (1963年2月27日)	1989年10月 監査法人朝日新和会計社（現 有限責任あずさ監査法人） 1993年6月 太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人） 1993年8月 公認会計士登録 2005年8月 企業会計基準委員会 出向 専門研究員 2006年10月 国際会計基準審議会 出向 客員研究員 2008年7月 新日本有限責任監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人） パートナー 2021年7月 大澤公認会計士事務所 代表（現任） 2021年11月 三井不動産ロジスティクスパーク投資法人 監督役員（現任） 2023年6月 エクシオグループ株式会社 社外監査役（現任） 2024年6月 任天堂株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）

・上記各監督役員候補者は、本投資法人の投資口を所有していません。

- ・上記各監督役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記各監督役員候補者は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しています。
- ・役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することとなる一定の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、当該保険契約の保険料は、本投資法人が負担しております。

また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。上記各監督役員候補者は、現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含まれております。上記各監督役員候補者は、監督役員に就任した場合には、引き続き、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案又は本投資法人の現行規約第14条第2項に定める議案があるときは、当該議案のいずれも、本投資法人の現行規約第14条第1項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案から第4号議案までにつきましては、いずれも相反する趣旨の議案又は本投資法人の現行規約第14条第2項に定める議案には該当しておりません。

以 上

第7回投資主総会会場ご案内図

東京都千代田区大手町一丁目2番1号
Otemachi One 三井物産ビル4階
「大手町三井カンファレンス」Room7.8
TEL：03-5220-6906（代表）



（交通）「大手町駅」C4又はC5出口直結、C2a出口正面

（東京メトロ丸ノ内線・東西線・千代田線・半蔵門線・都営三田線）

◎ご入場は投資主様ご本人のみとさせていただきますが、障がいなどをお持ちで介助のためにご同伴された方は一緒にご入場可能です。ただし、これらご同伴の方につきましては、議決権を有する投資主様である場合を除き、会場内では介助者としての言動に制限されます。また、その他ご参加にあたりお手伝いを必要とされる場合、当日受付にお申し出ください。

◎当日は、駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。